

日本建築学会 気候非常事態宣言

本会は、地球温暖化による急激な気候危機への対策に注力して持続可能な社会を実現するため、気候非常事態を宣言する。

1. 地球温暖化問題は気候変動の域を超えて危機的状況にあると認識する。
2. 2050年までに脱炭素社会の実現を目指す。
3. 気候変動への緩和策と適応策について、建築学の視点から積極的に発信する。
4. 政府、地方自治体、建築関連団体をはじめ関連団体および一般市民に、広く連携を呼びかける。
5. 社会における建築存在意義の革新により、脱炭素社会の実現のための活動をさらに加速させる。

2021年1月20日

一般社団法人日本建築学会 会長 竹脇 出

「日本建築学会 気候非常事態宣言」に関する背景

世界的な異常気象は気候変動という状況を超えて、気候危機といえる深刻な状況となっており、その要因として建築をはじめとする人間の諸活動による二酸化炭素の大量で急激な排出による地球温暖化が指摘され、2015年のパリ協定の目標を早急に達成することが求められています。この状況を対応して、世界的に自治体、国レベルでの「気候非常事態宣言」が発信されています。

気候非常事態宣言とは、Climate Emergency Declaration (CED) の和訳で、国、都市、地方自治体、学校、団体などが、気候変動が危機的な状況にあることを認め、気候変動を緩和、適応するための積極的な計画を示すことによって、市民や事業者などの関心を高め、気候変動への行動を加速させるものです (<https://climateemergencydeclaration.org/>)。

2016年に世界初の宣言がオーストラリア・デアビン市によって行われ、その後、欧米に拡大し、世界中で日本、英国、オーストラリア、アメリカ、ニュージーランド、ベルギー、イタリア、ドイツ、スウェーデン、カナダ、アイルランド、デンマーク、フィンランドなどの33ヶ国において1,863もの国や地域、組織が宣言を出しています(2020年12月27日時点)。日本では長崎県壱岐市をはじめとして、鎌倉市、長野県、東京都など40を超える自治体が宣言を行っています。

日本学術会議は2019年10月3日に「地球温暖化への取組に関する緊急メッセージ」を会長談話として公表しています (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-d4.pdf>)。

また、日本環境学会、環境経営学会などの学術団体も積極的に宣言を行っています。建築関係では2019年に英国建築家協会(RIBA: The Royal Institute of British Architects)、米国建築家協会(AIA: The American Institute of Architects)が宣言を行い、英国では1,063の建築設計事務所が宣言を行っています(2020年12月29日時点、<https://www.architectsdeclare.com/>)。

2020年10月26日に首相が所信表明演説で、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、その後、2020年11月19日に衆議院本会議、2020年11月20日参議院本会議において「気候非常事態宣言決議案」が全会一致で可決されました。以下にその議決文を示します。

*

『近年、地球温暖化も要因として、世界各地を記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曾有の被害をもたらしている。我が国でも、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしている。これに対し、世界は、パリ協定の下、温室効果ガスの排出削減目標を定め、取組の強化を進めているが、各国が掲げている目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界はまさに気候危機と呼ぶべき状況に直面している。』

私たちは「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する。そしてこの危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行い、国際社会の名誉ある一員として、それに相応しい取組を、国を挙げて実践していくことを決意する。その第一歩として、ここに国民を代表する国会の総意として気候非常事態を宣言する。』

*

本会においては、下記「脱炭素社会の実現に向けた日本建築学会の活動経緯」で提示しているように、「日本建築学会地球環境行動計画」（1997年）、「地球環境・建築憲章」（2000年）を建築関連5団体と共同で宣言し、「建築関連分野の地球温暖化対策ビジョン2050」（本会が主導し関連団体と起草、2009年）、同アクションプラン（2015年）、「2050年のカーボンニュートラル化に向けた三つの提言—ストック社会形成による脱炭素・レジリエントな建築・都市・農村のつくりかた」（低炭素社会推進会議、2020年）など、気候変動問題に対応し、脱炭素社会の構築のための行動を行ってまいりました。さらにこれらを加速させる必要があり、「気候非常事態宣言」を会長名で発信いたしました。

【参考】脱炭素社会の実現に向けた日本建築学会の活動経緯

- ・ 1997年7月15日 日本建築学会地球環境行動計画
<https://www.aij.or.jp/jpn/archives/global-j.htm>
- ・ 1997年12月2日 気候温暖化への建築分野での対応（会長声明）
<https://www.aij.or.jp/jpn/archives/971202.htm>
- ・ 2000年6月1日 地球環境・建築憲章（建築関連5団体）
<http://news-sv.aij.or.jp/kensho/kensh.pdf>
<http://news-sv.aij.or.jp/kensho/panfu.pdf>
- ・ 2005年8月1日 温暖化防止型ライフスタイル推進のための行動計画
https://www.aij.or.jp/scripts/request/document/life_style.pdf
https://www.aij.or.jp/scripts/request/document/life_style_leaflet.pdf
- ・ 2009年12月 提言「建築関連分野の地球温暖化対策ビジョン2050」
カーボン・ニュートラルを目指して（本会ほか16団体）
<https://www.aij.or.jp/low-carbon.html>
- ・ 2014年7月22日 「低炭素社会推進会議」設置
建築関連18団体が共同のかたちで、低炭素社会実現に向けた、情報交換、課題共有、役割整理、政策提言等の手法検討の場を提供することを目的として設置。
http://news-sv.aij.or.jp/y900/link/low-carbon_cong.pdf

- ・ 2015 年 3 月 3 日 地球温暖化対策アクションプラン 2050
－建築関連分野のカーボン・ニュートラル化への道筋
<https://www.aij.or.jp/scripts/request/document/20150413.pdf>
- ・ 2020 年 6 月 29 日 激甚化する水害への建築分野の取組むべき課題
－戸建て住宅を中心として
<https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/20200629.pdf>
- ・ 2020 年 7 月 2 日 2050 年のカーボンニュートラル化に向けた三つの提言－ストック社会形成による脱炭素・レジリエントな建築・都市・農村のつくりかた（低炭素社会推進会議）
https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/suisin_teigen.pdf

以 上